

評価実施後の変更届

法科大学院名：東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

評価実施年度：平成 20 年度

評価実施時からの変更内容

章	評価実施時	変更内容
2章	2年次の必修科目として、上級憲法、上級行政法、上級民法、民事系判例研究、上級商法1（会社法総合、M&A、閉鎖会社から1科目を選択）、上級民事訴訟法、上級刑法、上級刑事訴訟法を開講している。さらに、3年次の必修科目として、上級商法2（企業取引法総合、金融、物流・情報から1科目を選択）、公法総合（公法訴訟システム、財政法、地方自治法、情報法、立法学から1科目を選択）、民事法総合（消費者法、環境法、現代契約法論、信託法、社会保障法、裁判外紛争処理法、債権回収法、民事執行・保全法から1科目を選択）開講している。	（平成23年度） 上級民法を2単位から4単位に変更したことに伴い、「上級民法1」（2単位）を2年次冬学期に配置するとともに、上級民法2（2単位）（「民事法総合（現代契約法論）」及び「民事法総合（債権回収法）」を統合）を3年次夏学期に配置することとした。これに伴い、「消費者法」「環境法」「信託法」「社会保障法」「裁判外紛争処理法」「民事執行・保全法」を法律基本科目から展開・先端科目へ移すこととした。また、法律基本科目「公法訴訟システム」（2単位）を3年次の必修科目として配置することとした。これに伴い、「財政法」「地方自治法」「情報法」「立法学」を法律基本科目から展開・先端科目へ移すこととした。
	基本科目法学入門は、本法科大学院独自の法律基本科目としての必修科目である。	（平成21年度） 5月中旬まで週3コマの変則的な時間割を組んで2単位分の授業として基本科目法学入門を開講していたが、これを廃止し、代わりに、法学未修者に対する法学学習のガイダンスを半日実施し、授業を受講する前に集中的に法学の学習に向けた導入を行うこととした。
	—	（平成22年度） 法学未修者教育充実のため、法律基本科目「基本科目演習」（民法S、民法W、刑法、商法、行政法の5科目、計5単位）を新たに開講した。
3章	2年次以降の法律基本科目及び法律実務基礎科目について、授業クラス数を4クラスから5クラスへと増加させた。	（平成23年度） 平成22年度から学生の入学定員を300人から240人に減員したことに伴い、平成23年度から、2年次以降の法律基本科目及び法律実務基礎科目の授業クラス数を5クラスから4クラスに減じた。
	平成20年度においては上級刑事訴訟法を6クラス制とすることとした。	（平成21年度） 平成20年度は前年度に上級刑事訴訟法の単位を取得できず再履修となった学生が非

		常に多かったため6クラス制をとったが、平成21年度は他の上級科目と同様に5クラス制に変更した。
	1年次については36単位の履修(登録)上限を設けている。	(平成21年度) 「基本科目法学入門」(2単位)の廃止に伴い、第1年次の履修(登録)上限を34単位に変更した。 (平成22年度) 「基本科目演習」(5単位)の追加により、第1年次の履修(登録)上限を39単位に変更した。
4章	学生は各年次に必修とされている単位数の3分の2(1年次については22単位)を修得しない場合、次の年次に進級できない。	(平成21年度) 「基本科目法学入門」(2単位)の廃止に伴い、1年次から2年次への進級に必要な単位数を20単位に変更した。 (平成22年度) 「基本科目演習」(5単位)の追加に伴い、1年次から2年次への進級に必要な単位数を24単位に変更した。 (平成24年度) 平成24年度以降に入学した学生については、上記に加えて、次に定める方法で算出したGPAが1.8未満である場合は、次の年次に進級することを認めないこととする進級要件を設けた。 【GPAの算出方法】 算出対象の科目は各年次における必修科目(未受験も含む)とする。A+は4.5点、Aは4点、Bは3点、C+は2点、C-は1.5点、Fは0点に換算する。なお、未受験の科目は0点に換算する。 $GPA = \{ (A+評価の単位数 \times 4.5) + (A評価の単位数 \times 4) + (B評価の単位数 \times 3) + (C+評価の単位数 \times 2) + (C-評価の単位数 \times 1.5) + (F評価の単位数 \times 0) \}$ ÷必修科目の総単位数
	修了要件として、93単位以上を修得することとされている。	(平成22年度) 「基本科目演習」(5単位)の追加に伴い、修了要件を98単位に変更した。
	法学既修者として入学を認められた者は、1年次の必修科目のうち本法科大学院の認める30単位を取得したものとみなす。	(平成22年度) 「基本科目演習」(5単位)の追加に伴い、法学既修者が取得したとみなされる1年次の必修科目を35単位に変更した。
	本法科大学院入学前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目について	(平成22年度) 「基本科目演習」(5単位)の追加に伴い、法科大学院における授業科目により修得したものとみなすことができる単位を35単位

	<p>修得した単位と合わせて 30 単位を超えない範囲で、法科大学院における授業科目により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>に変更した。</p>
	<p>修了要件に算入される法律基本科目の合計単位数は、法学未修者 60 単位、法学既修者 58 単位となる。</p>	<p>(平成 21 年度) 「基本科目法学入門」(2 単位)の廃止に伴い、修了要件に算入される法律基本科目の合計単位数を、法学未修者 58 単位に変更した。 (平成 22 年度) 「基本科目演習」(5 単位)の追加に伴い、修了要件に算入される法律基本科目の合計単位数を、63 単位に変更した。</p>
	<p>法律科目試験としては、公法系、民事系、刑事系、法学一般系の 4 系統から各 1 題、合計 3 題を出題する。</p>	<p>(平成 22 年度) 平成 23 年度入学者選抜試験から、法律試験科目としては、公法系、民事系、刑事系の 3 系統から各 1 題、合計 3 題を出題することとした。</p>
	<p>学生の成績は、A+ , A , B , C , F の 5 段階として、C 以上を合格とする。</p> <p>各段階の意義</p> <p>A+ : 当該科目について極めて優秀な学習達成度を示している。</p> <p>A : 当該科目について優秀な学習達成度を示している。</p> <p>B : 当該科目について一応の学習達成度を示している。</p> <p>C : 当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。</p> <p>F : 当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある。</p> <p>(成績区分の標準)</p> <p>A+ 90 点以上</p> <p>A 80 点以上</p> <p>B 70 点以上</p> <p>C 60 点以上</p> <p>F 不合格 (60 点未満)</p>	<p>(平成 24 年度) 平成 24 年度以降に入学した学生は「A+」「A」「B」「C+」「C-」「F」の 6 段階として、「C-」以上を合格とすることとした。</p> <p>各段階の意義</p> <p>A+ : 当該科目について極めて優秀な学習達成度を示している。</p> <p>A : 当該科目について優秀な学習達成度を示している。</p> <p>B : 当該科目について一応の学習達成度を示している。</p> <p>C+ : 当該科目について最低限の学習達成度を示している。</p> <p>C- : 当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。</p> <p>F : 当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある。</p> <p>(成績区分の標準)</p> <p>A+ 90 点以上</p> <p>A 80 点以上</p> <p>B 70 点以上</p> <p>C+ 65 点以上</p> <p>C- 60 点以上</p> <p>F 不合格 (60 点未満)</p>

	成績評価が「C」または「F」だった学生は成績評価説明願いを提出することにより、担当教員から説明を受けることができる。	成績評価が「C」または「F」（平成24年度以降の入学者はC+、C-およびF）だった学生は成績評価説明願いを提出することにより、担当教員から説明を受けることができることとした。
6章	—	(平成21年度) 入学願書に法曹を志望する理由を記入するよう求めることとした。
	法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績及び入学願書を審査して選抜する方法を採用している。	(平成22年度) 平成23年度入学選抜試験から、法学未修者の第2段階選抜に面接試験を課すこととした。
7章	法学未修者には入学直後に「基本科目法学入門」を履修することを義務付けている。	(平成21年度) 「基本科目法学入門」（2単位）を廃止した。代わりに、法学未修者に対しては法学学習のガイダンスを半日実施した。
	東京大学法科大学院奨学金制度が設けられている。これは法律事務所による基金拠出に基づく奨学金制度である。	(平成21年度) 東京大学法科大学院奨学金制度において、新たにTMI奨学金が加わった。また、財政上の理由から、給付額を月額10万円から8万円に変更した。
8章	専任教員は62人で、そのうち、綜合法政専攻博士前期課程を担当する専任教員は18人、綜合法政専攻博士後期課程を担当する教員は48人、教授は59人である。	(平成21年度) 専任教員が61人で、そのうち、綜合法政専攻博士前期課程を担当する専任教員が17人、綜合法政専攻博士後期課程を担当する教員が47人、教授が56人となった。 (平成22年度) 専任教員が60人で、そのうち、綜合法政専攻博士前期課程を担当する専任教員が17人、綜合法政専攻博士後期課程を担当する教員が47人、教授が54人となった。 (平成23年度) 専任教員が61人で、そのうち、綜合法政専攻博士前期課程を担当する専任教員が17名、綜合法政専攻博士後期課程を担当する教員が49人、教授が53人となった。 (平成24年度) 専任教員が63人で、そのうち、綜合法政専攻博士前期課程を担当する専任教員が16名、綜合法政専攻博士後期課程を担当する教員が49人、教授が55人となった。

(注) 1. 教育課程の変更, 教員組織の変更, 各種取組の変更など, 評価実施時から変更があった事項について簡潔に記入してください。

なお, 当機構の定める法科大学院評価基準の内容に関連するものについてのみ記入してください。
また, 適格認定を受けた法科大学院においては, 年次報告書で求める「改善を要する点の対応状況」

と内容が重複する事項については、記入は不要です。

2. 第1章～第10章の各章ごとに、章については実線で、事項については点線でそれぞれ区切って記入してください。変更のない章及び変更のない事項については、記入は不要です。
3. 「評価実施時」欄には、評価実施時の内容を記入してください。また、新規の取組など、変更内容について「評価実施時」欄に対応する内容がない場合は、「評価実施時」欄の対応する箇所に「-」を記入してください。
4. 「変更内容」欄には、変更年度と変更内容を記入してください。